

Financial Adviser

巻頭インタビュー・FP羅針盤

本多巨樹

プルデンシャル信託株式会社 代表取締役社長

特別企画

マーケット変調!?

いまお客さまに行きたい

投資信託のフォロー&アドバイス

取材企画

金融商品のトリセツ

ネオファースト生命「低解約返戻金型特定疾病保障終身保険」

11

[ファイナンシャル・アドバイザー]

NOV. | 2015

No.204

www.kindai-sales.co.jp

いま損害保険を どう見直していか

制度改定を踏まえたアドバイスのポイント



笑顔相続の ススメ

第32回 厄介な連帯納付義務

母が亡くなり、悲しみも癒えぬまま弟との遺産分割協議を終え、相続税の申告と納付を済ませたAさん。必要な手続きは完了したと安心していましたが、驚くことに、まだ終わってはいなかったのです。3年後、Aさんの元に税務署から通知が届きました。中身を確認してみると、「弟がまだ相続税を納付していないので、延滞税も併せてAさんが支払ってください」とのこと。

すぐさま弟に電話をかけてみましたが、つながりません。その後も連絡がとれず、事情を確認することができないまま、Aさんは弟に代わって相続税を納税することになったのです。これを「連帯納付の義務等」(相続税法第34条)といいます。

同条には「同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる」とあります。要するに、他の相続人が納付すべき相続税について、連帯保証をさせるというものです。

「取得した相続財産の価額を限度とする」と規定されているものの、相続税に加え未納付期間に相当する延滞税も支払わなければならない、支払方法も金銭一括納付のみです。金銭一括納付ができない場合には、自分の財産が差し押さえられることもあり得るのです。

このように何とも厄介な連帯納付義務ですが、平成24年4月1日以降

に納期限の到来する相続税については、以下に掲げる場合に該当すれば連帯納付義務が解除されることになりました。

- ①申告期限から5年を経過し、かつ税務署より連帯納付責任の履行を求めめる通知書が発せられていない場合
- ②本来の納税義務者が延納の許可を受けている場合
- ③本来の納税義務者が物納の許可を受けている場合

納税するまでが「相続」

なぜ、Aさんの弟は十分に相続税を納められるだけの財産を取得していたにもかかわらず、相続税を納めなかったのでしょうか。

後でわかったことですが、実は、事業に失敗し多額の借金を抱えていたために、相続した財産を早々に借金返済に充ててしまったのです。

こうした例は珍しくなく、他にも相続した財産を道楽で使ってしまった、相続税の納付が二の次になってしまったという残念なケースもありました。また、相続財産のほとんどが、地方の不動産や未上場の自社株式と

いった換金性の低いものであったために、相続税の納付ができないといったケースもありました。

なお、弟の肩代りに相続税を納めたAさんは、弟に対して「立替払いした相続税を返せ!」と言うことはできません。これを求償権といいますが、税金が払えない弟に請求したところで、お金が返ってくる可能性は低いでしょう。

以上のことを考慮すると、財産を後世に残す者が行うべき相続対策とは、もめないように想いを残しながら財産の行先を決めることはもちろんのこと、残される相続人の経済状況を確認し、相続税の納付に苦慮しないよう納税資金を確保することも必要なのではないのでしょうか。

相続人全員が相続税を納付するまでが「相続」なのです。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事
一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える“笑顔相続”のススメ」(ぎょうせい) 発売中。